第十四条の二第一号中「(第七号様式)」を削る。

「免許状)」を「臨時免許状)」に改め、

同項第三号中「免許状の」

を「普

同条第二項第二号中「教諭免許

令 和 四 年

 $\equiv$ 

月

目

次

### 教育委員会規則

教育職員免許状に関する規則の一部改正…………………………………………………………………

令和三年四月一日付け大分県報号外 分県教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則等の一部 (四○) に登載の大分県教育委員会規則第六号 大

### 教育委員会規則

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年四月

大 分 県 教 育 委 員 会

大分県教育委員会規則第五号

## 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

ように改正する。 教育職員免許状に関する規則 (昭和三十七年大分県教育委員会規則第五号)の一部を次の

第五条第一項及び第六条第一項中「一に」を「いずれかに」に改める。

十一」を「第二条第一項の表備考第九号、第四条第一項の表備考第八号、第七条第一項の表 第十条第一項第三号中「写」を「写し」に改め、同項第五号中「第六条の表の備考十又は

第十一条の二第二号中「(第二号様式)」を削る。

備考第四号又は第九条の表備考第三号」に改める。

第十二条第一号中「誓約書」の下に「(第一号様式)」を加える。

第十四条第四号中「写」を「写し」に改める。

日 ) 第十五条第一項第一号中「代る」を「代わる」に改め、

曜

通免許状の」に、 」を「普通免許状」に改め、同条第三項第一号中「看護師免許状」を「看護師免許証」に

改め、同条第四項中

第十八条 免許状を有する者が、その氏名若しくは本籍地を変更し、又はその氏名に加えて 免許状に旧姓若しくは通称名の併記を希望し、免許状の書換えを受けようとするときは、

第十八条を次のように改める。

第十七条第二号中「写」を「写し」に改める。

「異る」を「異なる」に改める。

次の書類を提出しなければならない。

教育職員免許状書換申請書(第五号様式)

所有する免許状

戸籍抄本(氏名若しくは本籍地を変更し、又は旧姓の併記を希望する場合に限る。)

住民票の写し(通称名の併記を希望する場合に限る。)

「代わる」に改める。 第十九条第一号中「申請書」の下に「(第五号様式)」を加え、同条第四号中「代る」を

し」に改める。 第二十条第一号中「申請書」の下に「及び誓約書」を加え、 同条第三号中 「写」を「写

し」に改める。 第二十一条第一 一号中 「申請書」の下に「及び誓約書」を加え、 同条第二号中 写 を

第二十一条の二第一号、 第二十一条の三第一号及び第二十二条第一号中 「申請書」 の下に

「及び誓約書」を加える。

第二十九条第一項中「写を」を「写しを」に改める。

第三十二条第二項及び第三十三条第二項中「ならい」を「倣い」に改める。

第三十四条を次のように改める。

(身体に関する証明書)

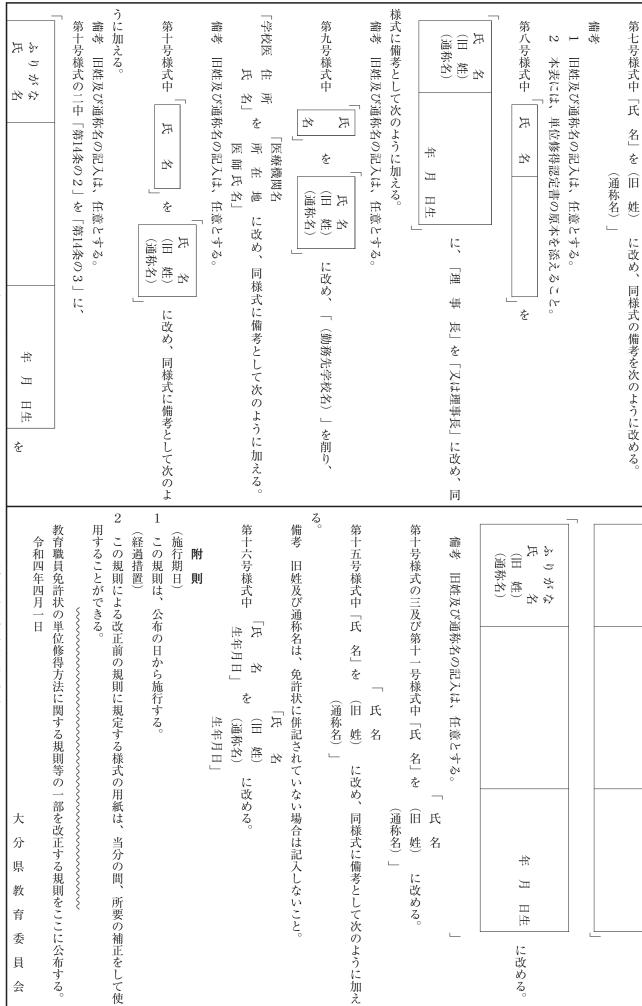
第三十四条 る証明書に掲げる項目について医師が作成した身体検査書により行うものとする。 免許法第六条第一項、 第三項及び第四項に規定する身体の検定は、身体に関す

2 体に関する証明書に掲げる項目について医師が作成した身体検査書を添えて、所轄庁(私 立学校の教員にあつては、その私立学校を設置する学校法人の理事長)に願い出るものと 免許法第七条第二項の規定により身体に関する証明書の発行を受けようとする者は、身

令和四年四月一日

(教育委規則

第四号様式中 氏 名 年 月 日」を		第三号様式中 氏名 を (旧姓) に、「理事長」を「又は理事(通称名)」	備考 1 旧姓及び通称名の記入は、任意とする。 2 記載要領は、裏面の「記入上の注意」を参照のこと。	める。	横岩 旧姓及び通称名は、免許状への併記を希望する場合に記入すること。その場合、旧姓又は通称名の確認ができる戸籍抄本又は住民票の写しを添付すること。	(日 姓)	( (ふりがな) 第三十五条第二項中「ならい」を「倣い」に改める。 第三十五条第二項中「ならい」を「倣い」に改める。
(通 称 名)」 備考 旧姓及び通称名は、免許状への併記を希望する場合に記入すること。 「出 ぬ	(旧 辞) に改め、同様式に備考として次のように加える。「1 A A	第六号様式	同様式に備考として次のように加える。 ・	第五号様式	備考 旧姓及び通称名の記入は、任意とする。	編巻 旧姓及び通称名の記入は、任意とする。 第四号様式の二中	「 (田 姓) (田 姓) (田 姓) (田 本) 年 月 日生 」に、「祖 事 長」を「又は選事長」に改め、同



大分県教育委員会規則第六号

# 教育職員免許状の単位修得方法に関する規則等の一部を改正する規則

(教育職員免許状の単位修得方法に関する規則の一部改正)

第一条 第六号)の一部を次のように改正する。 教育職員免許状の単位修得方法に関する規則 (昭和三十七年大分県教育委員会規則

第一条中「上級免許状」を「教育職員検定による普通免許状」 に改める。

第三条第二号の表中 各教科の指導 用を含む。 及び教材の活 を

各教科の指導 技術の活用を

に、

の活用を含 機器及び教材 び技術(情報 教育の方法及

む。

び技術 方法及 教育の

を活用 した教

に改める。

信技術 情報通

論及び 育の理

第三条の二を次のように改める。

含む。)

を

を次のように改正する。

第四条の二の表の備考に次の一号を加える。 科目、 が加えるこれらに準ずる科目又は免許法施行規則第二十一条の二第一項の規定によ 教科に関する専門的事項に関する科目若しくは各教科の指導法に関する科目、 大学が独自に設定する科目の単位修得方法は、領域に関する専門的事項に関する 保育内容の指導法に関する科目、 教諭の教育の基礎的理解に関する科目等、 大学

り文部科学大臣が指定した大学が加える科目について修得するものとする。

### 則

この規則は、 公布の日から施行する。

### 正

誤

県教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則等の一部を改正 令和三年四月一日付け大分県報号外 (四○)に登載の大分県教育委員会規則第六号 (大分

する規則)中の訂正

ページ段	設	正
四下左から一六	、 「氏名 」や 「氏名(自署)」	「氏名 

第三条の二 大学が独自に設定する科目の単位修得方法は、領域に関する専門的事項に関 えるこれらに準ずる科目又は教育職員免許法施行規則 教科に関する専門的事項に関する科目若しくは各教科の指導法に関する科目、大学が加 いて修得するものとする。 する科目、保育内容の指導法に関する科目、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等、 (大学が独自に設定する科目) 第二十一条の二第一項の規定により文部科学大臣が指定した大学が加える科目につ (昭和二十九年文部省令第二十六

(教育職員免許状に関する規則の一部改正)

二条 教育職員免許状に関する規則 (昭和三十七年大分県教育委員会規則第五号)の

部